

第3次  
沖縄県がん対策推進計画(2018-2023)  
(案)

## 第3次沖縄県がん対策推進計画(2018-2023) (案)

## 目次

## はじめに

1	計画策定の趣旨、性格と位置づけ及び期間	1
2	本県のがんを取り巻く状況	3
<b>第1章 全体目標</b>		15
1	科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	
2	患者本位のがん医療の実現	
3	尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	
<b>第2章 分野別施策と個別目標</b>		
1	科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実	
(1)	がんの予防	17
(2)	がんの早期発見、がん検診	23
2	患者本位のがん医療の実現	
(1)	がん医療と人材育成	27
(2)	医療提供体制	35
(3)	在宅医療	41
(4)	緩和ケア	44
(5)	ライフステージに応じたがん対策	47
(6)	それぞれのがんの特性に応じた対策	52
(7)	離島及びへき地対策	55
3	尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築	
(1)	相談支援と情報提供	58
(2)	がん患者等の就労を含めた社会的な問題(サバイバーシップ支援)	61
(3)	がんの教育・普及啓発	65
<b>第3章 がん対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</b>		
1	がん登録	68
2	計画の進捗管理体制	70

※付録 分野分けについての考え方(調整中)

はじめに

## 1 計画策定の趣旨、性格と位置づけ及び期間

### (1) 計画策定の趣旨

国は、平成24年6月に「第2期がん対策推進基本計画」を見直し、がん対策基本法（以下、「基本法」という。）第10条第7項の規定に基づき、第3期の基本計画を策定し、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんの克服を目指す。」ことを目標とし、取り組むべき施策を定めました。

本県では、平成24年8月に基本法の趣旨を踏まえ、がんの予防及び早期発見により、県民の健康保持を図るとともに、がん患者及びその家族の療養生活に伴う様々な不安の軽減を図るため、がん対策に関する基本的な事項を定めた「沖縄県がん対策推進条例」（以下、「条例」という。）を定めました。

本県はこれまで、生活習慣の改善やがん検診の受診勧奨を始めとするがんの予防・早期発見対策や、がん診療連携拠点病院等を中心とした専門的ながん医療の提供、がん患者等に対する相談支援体制の整備を図るなど、様々な取り組みを行ってきました。しかし、平成28年度に実施した沖縄県がん対策推進計画（第2期）の中間評価では、がんの年齢調整死亡率（75歳未満人口10万人あたり）20%減少を達成できなかったことや、がん検診受診率について、大腸がん及び子宮頸がんが目標を達成できなかったことなど、課題が残されています。

県ではこうした状況を踏まえ、総合的かつ計画的にがん対策を推進することを目的に、第3次沖縄県がん対策推進計画（2018-2023）を策定しました。

### 国と沖縄県のがん対策の動向

平成19年4月	がんが国民の生命と健康にとって重大な課題となっている状況を受け、がん対策のより一層の推進を図るため、「がん対策基本法」が施行された。
平成19年6月	国は基本法第9条第1項に基づき、「がん対策推進基本計画」を策定した。
平成20年3月	県は、基本法に基づき「沖縄県がん対策推進計画」を策定した。
平成21年12月	県は、同計画の具体的取組みと実施主体を明らかにした「沖縄県がん対策推進計画アクションプラン」を策定した。
平成24年6月	国は、新たに取組むべき施策を追加し、「がん対策推進基本計画」を見直した。
平成25年4月	「沖縄県がん対策推進計画（第2次）」が策定された。
平成28年12月	がん対策基本法の一部を改正する法律が施行された。
平成29年10月	国は、新たに取組むべき施策を追加し、「がん対策推進基本計画」を見直した。

## 1 (2) 計画の性格と位置づけ

- 2
- 3 ○ 本計画は、基本法第12条第1項に基づく「都道府県がん対策推進計画」と  
4 して策定するものです。
- 5
- 6 ○ 条例の内容を踏まえるとともに、県の総合的な基本計画である「沖縄21世  
7 紀ビジョン基本計画・実施計画」に沿って、保健医療分野におけるがん対策  
8 のきめ細かな施策・事業展開を図ります。
- 9
- 10 ○ 沖縄県がん対策推進計画は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画・実施計画」  
11 の個別計画として、基本計画及び実施計画で掲げる施策展開を図るほか、以  
12 下の関係個別計画等と整合するがん対策の推進に関する計画です。  
13 ・沖縄県医療計画  
14 ・健康おきなわ21  
15 ・沖縄県高齢者保健福祉計画
- 16
- 17 ○ この計画は、県の今後のがん対策の基本的な施策を示すものです。
- 18
- 19 ○ この計画は、市町村のがん対策の行政施策の指針となるものです。
- 20
- 21 ○ この計画は、県民、保健医療団体等に対しては、その自主的な活動、行  
22 動を誘引する役割をもつものです。
- 23

## 24 (3) 計画の期間

- 25
- 26 ○ 本計画の期間は、2018年から2023年までの6年程度とします。
- 27
- 28 ○ 計画期間内であっても、がん医療を取り巻く環境に著しい変化が生じた場  
29 合には、計画の内容を見直します。
- 30
- 31